平成２４年（フ）第９２号
奈良県香芝市畑５丁目1780番地２株式会社理想実業男子寮、前住所大阪市淀川区木川東４－４－１マンション新大阪302号
破産者　福井　　茂
1　決定年月日　平成25年４月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松江地方裁判所出雲支部

平成２４年（フ）第７２９号
熊本県上益城郡益城町大字宮園599番地
破産者　株式会社サンデル
1　決定年月日　平成25年４月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第３２４号
北海道瀬棚郡今金町字神丘158
破産者　有限会社テーオー山一運輸
1　決定年月日　平成25年４月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
函館地方裁判所

平成２４年（フ）第２６２号
北海道旭川市流通団地２条５丁目20番地１
破産者　有限会社フーズ・プランニング
1　決定年月日　平成25年４月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
旭川地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第４６０号
北海道旭川市豊岡12条３丁目３番13号
破産者　株式会社ビ・エム・エス
1　決定年月日　平成25年４月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
旭川地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第３５９号
群馬県前橋市朝日町４丁目11番13―３―Ａ号
破産者　越替　　裕（旧姓小谷野）
1　決定年月日　平成25年４月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２４年（フ）第１２８６号
東京都東久留米市八幡町３丁目12番21号サンビレッジ三沢５―201
破産者　大塚　芳江
1　決定年月日　平成25年４月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第６０号
長野県伊那市中央5136番地１　大光マンションＣ号
破産者　赤堀　義則
1　決定年月日　平成25年４月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長野地方裁判所伊那支部

平成２３年（フ）第７４号
岐阜県各務原市上中屋町１丁目221番地
破産者　株式会社ハウジング尾関
1　決定年月日　平成25年４月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

平成２４年（フ）第４５５号
岐阜市松原町11番地３
破産者　清水　紘一
1　決定年月日　平成25年４月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

平成２４年（フ）第１６７号
静岡県富士市鮫島50番地の６
破産者　有限会社山照組
1　決定年月日　平成25年４月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所富士支部

平成２３年（フ）第１２９号
三重県伊勢市下野町517番地の４
破産者　株式会社ヨシモク
1　決定年月日　平成25年４月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２４年（フ）第１１８７号
京都市下京区河原町通松原上る幸竹町378番地の１
破産者　有限会社西刺繍
1　決定年月日　平成25年４月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第８号
長崎県島原市湊新地町420番地、登記簿上の本店所在地長崎県島原市420番地
破産者　合資会社升金商会
1　決定年月日　平成25年４月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長崎地方裁判所島原支部破産係

平成２４年（フ）第１８２号
長崎県佐世保市卸本町236番地38
破産者　株式会社ゼン
1　決定年月日　平成25年４月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２４年（フ）第２１５号
長崎県佐世保市栄町７番５号
破産者　有限会社エクラン
1　決定年月日　平成25年４月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２４年（フ）第７４３号
千葉県我孫子市布佐西町51番地の５　102号
レオネクストビーズ
破産者　中村　浩樹
1　決定年月日　平成25年４月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２４年（フ）第４０５号
千葉県印西市内野２丁目６番地38棟107号
破産者　有限会社ティル
1　決定年月日　平成25年４月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２４年（フ）第４０６号
千葉県印西市木下1521番地108　サンコーポ201号
破産者　山本　　伸
1　決定年月日　平成25年４月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２４年（フ）第１３９９５号
東京都江戸川区松江１丁目９―10―303　ライオンズマンション新小岩第２
破産者　間瀬　敦子
1　決定年月日　平成25年４月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１３９９６号
東京都江戸川区松江１丁目９―10―303　ライオンズマンション新小岩第２
破産者　間瀬　裕之
1　決定年月日　平成25年４月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第３０２号
茨城県鹿嶋市緑ヶ丘２丁目17番地７、商業登記簿上の主たる事務所茨城県神栖市奥野谷8197番地
破産者　医療法人社団中島会
1　決定年月日　平成25年４月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
水戸地方裁判所